

公共建築室工事实績条件取扱基準（設備工事）

公共建築室

（目 的）

- 1 大阪府住宅まちづくり部建設工事条件付一般競争入札実施要領第 10 条第 1 項の規定に基づいて、公共建築室が発注する設備工事に、工事实績を求める場合の工事实績条件の取り扱いについて必要な事項を定める。

（適 用）

- 2 電気設備工事及び機械設備工事について、工事实績を求める場合は、別紙－1 又は別紙－2 の規定を適用する。
浴槽設備工事について、工事实績を求める場合は、別紙－3 の規定を適用する。
その他の設備工事については、2 億円以上の場合、工事内容に応じて工事案件毎に定めることができるものとする。

（工事实績条件）

- 3 工事实績条件は、下記の項目について別紙の条件とし、項目や調整率等については、工事案件の施工の難易度、特殊性等を総合的に判断して、適切に適用するものとする。
 - (1) 実績評価物件
 - (2) 計画用途別工事实績条件
 - イ 用途
 - ロ 面積・戸数
 - ハ 各種設備容量
 - (3) その他

（提出書類）

- 4 工事实績を証する書類を以下のとおり提出するものとする。ただし、原本は府で確認後、返却する。
 - (1) 契約書(原本及び写し)、又はこれに準ずるもの
 - (2) 図面(写し)・・・工事特記仕様書、平面図、系統図その他必要な図面

（構造等）

- 5 延べ面積は建築基準法上と同様の取り扱いとする。

（実績の有効期間）

- 6 工事实績として有効な実績は、以下のとおりとする。
 - (1) 公共工事のうち、「参加資格確認申請書」の提出日から過去 15 年以内に完成し発注者への引渡しが完了したものとする。
「公共工事」とは、国、地方公共団体、地方住宅供給公社、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人が発注者となっている工事とする。
 - (2) 前項以外の実績は、「参加資格確認申請書」の提出日から過去 10 年以内に完成し発注者への引

渡しが完了したものとする。

(対象物件)

- 7 工事实績は、1 契約によるものとする。ただし、建築元請業者からの一次下請業者としての工事实績も認めるものとする。

(事実確認等)

- 8 工事实績について疑義がある場合は、対象物件を所管する特定行政庁や発注者に問い合わせるなど、事実確認を行う。その上で、記載事項が事実と反する場合は、大阪府入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を講じることもある。

(その他)

- 9 本取扱基準と電子入札公告が相違する場合は、電子入札公告を優先する。
本取扱基準に定めのない事項又は本取扱基準に関して疑義が生じたときは、工事内容等に応じて、住宅まちづくり部競争入札審査会建築部会で決定する。

平成 23 年 4 月 14 日

平成 24 年 4 月 1 日 改正

平成 25 年 3 月 27 日 改正

平成 27 年 4 月 1 日 改正

平成 29 年 5 月 1 日改正

令和 2 年 2 月 20 日改正

[別紙－1] 工事实績条件（新築、改築、増築：電気設備工事及び機械設備工事）

実績評価物件

工事实績の対象物件は発注者の官民を問わず全てのものとする。

工事实績の対象物件は、新築、改築、増築（一般施設のみ）の物件を対象とする。

参加資格確認申請書提出日に必要な工事实績は下記のとおりとする。

(1) 計画用途別工事实績条件

計画用途別工事实績条件は、下表、イ、ロ及びハの内、必要な項目による。

○印の項目は下表による。

計画用途	対象物件の発注時の等級	延べ面積	戸数	各種設備容量	工事实績の建物種別
一般施設	A 等級	○	—	○注④	事務所等注①, 注③
住 宅	A 等級	○ 注②	○ 注②	—	住宅 注③
		○	—		事務所等 注③

注①：工事实績の用途について別途定めることができる。

注②：面積又は戸数のいずれかの要件とする。

注③：住宅の実績は共同住宅とし、ワンルームマンション、寄宿舍は除く。

事務所等（事務所、学校等をいう。）については、倉庫、車庫、工場及び仮設事務所等の簡易なものは除く。

注④：工事内容により、各設備に適宜適用することができる。

イ 用途 上記表により、計画用途別に定める工事实績の建物種別とする。

ロ 面積・戸数

○工事实績として必要な延べ面積は下記計算式による数値以上（整数）とする。

計画延べ面積 × 調整率 = 必要延べ面積（小数点以下は切り上げる。）

○工事实績として必要な戸数は下記計算式による数値以上（整数）とする。

計画戸数 × 調整率 = 必要戸数（小数点以下は切り上げる。）

○調整率 下表による。

計画用途	調整率
住 宅	0.4
一般施設	0.7
特殊な施設	0.8

ハ 各種設備容量

○計画内容により、工事实績を求める対象設備を適宜定めることができる。ただし、受変電設備については、原則として、工事实績を求める対象設備とする。

○工事实績として必要な設備容量は、計画内容により対象設備の総容量又は1基あたりの容量とすることができる。

○工事实績として必要な設備容量は、原則下記計算式による。

①計画設備容量×調整率＝必要設備容量（小数点以下は切り上げる。）

○調整率 下表による。

計画用途	調整率
一般施設	0.7
特殊な施設	0.8

(2) その他

○工事实績が共同企業体による受注の場合の取り扱い

共同企業体での工事实績は下記の計算式による。ただし、共同企業体としての工事实績の100%を上限とする。

【計算式】工事实績（延べ面積、戸数、各種設備容量）

＝ 共同企業体としての工事（延べ面積、戸数、各種設備容量）

× 共同企業体での出資比率 × 2.0

○建物用途等により施工難度等の特殊要件を必要とする場合は別途工事实績要件を定めることができる。

[別紙－２] 工事实績条件（改修：電気設備工事及び機械設備工事）

実績評価物件

工事实績の対象物件は発注者の官民を問わず全てのものとする。
 工事实績の対象物件は、新築、改築、増築（一般施設のみ）又は改修の物件を対象とする。
 ただし、設備機器のみの改修については、同種の工事の更新の実績も対象とできるものとする。

参加資格確認申請書提出日に必要な工事实績は下記のとおりとする。

(1) 計画用途別工事实績条件

計画用途別工事实績条件は、下表、イ、ロ及びハの内、必要な項目による。

○印の項目は下表による。

計画用途	対象物件の発注時の等級	請負額	各種設備容量	工事实績の建物種別
一般施設	A 等級	○	○注③	事務所等注①，注②
	B、C、D 等級	—	○注③	

注①：工事实績の用途について別途定めることができる。

注②：事務所等（事務所、学校等をいう。）については、共同住宅、倉庫、車庫、工場及び仮設事務所等の簡易なものは除く。

注③：改修内容により、各設備に適宜適用することができる。

イ 用途 上記表により定める工事实績の建物種別とする。

ロ 請負額の実績

○工事实績として必要な請負額は、下表による。

対象物件の発注時の等級	対象工事を実績として求める請負額の条件	備考
A 等級（議会案件）	3.5 億円以上	各等級最低金額×0.7
A 等級（4 億円以上）	2.8 億円以上	
A 等級（2 億円以上）	1.4 億円以上	

ハ 各種設備容量

○改修内容により、工事实績を求める対象設備を適宜定めることができる。ただし、受変電設備については、原則として、実績を求める対象設備とする。

○工事实績として必要な設備容量は、改修内容により対象設備の総容量又は 1 基あたりの容量とすることができる。

○工事实績として必要な設備容量は、原則下記計算式による。

① 計画設備容量×調整率＝必要設備容量（小数点以下は切り上げる）

○調整率 下表によるものとし、0.1 単位で改修内容により増減できるものとする。

計画用途	調整率
一般施設	0.7～0.4
特殊な施設	0.8～0.4

(2) その他

○工事实績が共同企業体による受注の場合の取り扱い

共同企業体での工事实績は下記の計算式による。ただし、共同企業体としての工事实績の100%を上限とする。

【計算式】工事实績（請負額、各種設備容量）

＝ 共同企業体としての工事（請負額、各種設備容量）

× 共同企業体での出資比率 × 2.0

○建物用途等により施工難度等の特殊要件を必要とする場合は別途工事实績要件を定めることができる。

[別紙－3] 工事实績条件（新築：浴槽設備工事）

実績評価物件

工事实績の対象物件は発注者の官民を問わず全てのものとする。
工事实績の対象物件は、新築、改築、増築、改修、取替等を問わない。
契約は1契約によるものとするが、単価契約は対象外とする。

参加資格確認申請書提出日に必要な工事实績は下記のとおりとする。

(1) 計画用途別工事实績条件

計画用途別工事实績条件は、下表及びイ、ロの内、必要な項目による。

○印の項目は下表による。

計画用途	浴槽及び給湯器の設置戸数	給湯器の仕様	工事实績の建物種別
住宅	○注②	16号以上	住宅 注①③

注①：工事实績の用途について別途定めることができる。

注②：浴槽及び給湯器の両方を購入、設置した戸数とし、浴槽はユニットバス全体でも可とする。

注③：住宅の実績は共同住宅とするが、ワンルームマンション、寄宿舍等も可とする。

イ 用途 上記表により、計画用途別に定める工事实績の建物種別とする。

ロ 戸数

○工事实績として必要な戸数は下記計算式による数値以上（整数）とする。

計画戸数（MAIハウス分を含む）×調整率＝必要戸数（小数点以下は切り上げる）

○調整率 下表による。

計画用途	調整率
住宅	0.4

○工事实績として必要な設置戸数は、100戸を上限とする。

(2) その他

○下記のいずれかの資格を有する者の雇用（参加資格確認申請時点）及び施工時の配置を求める。

- ・「ガス消費機器設置工事監督者」（国家資格）
- ・「ガス機器設置スペシャリスト」（(財)日本ガス機器検査協会資格）

ただし、参加企業の「ガス機器設置スペシャリストの店」への登録で置き換えることができる。

○工事实績が共同企業体による受注の場合の取り扱い

- ・共同企業体での工事实績は下記の計算式による。ただし、共同企業体としての工事实績の100%を上限とする。

【計算式】工事实績（戸数）＝共同企業体としての工事（戸数）×共同企業体での出資比率×2.0